

裏面白紙

官報報告

大正八年六月十四日

決裁大正 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

勅令等小川鈍吉時方敘位ノ件

九

五

三

大正八年六月十四日
臺帳記入之月至官報報告齊

宮内省



勲六等小川鉚吉特旨叙位ノ件
右謹テ奏ス

大正八年六月二十三日

内閣總理大臣原敬

内閣

内閣書記官室
記官室
西條
第四五號

大正八年六月十五日

内閣書記官



内閣總理大臣

内閣書記官長



六月廿參日裁可

勲六等小川鋪吉ハ別紙遞信
大臣上奏ノ通功績顯著ナル
者ニ付特旨敘位ノ件上奏相
成然ルヘシ

勲六等小川鋪吉

本日付御

大正八年

主書

内閣書記官



内閣書記官長



大月廿參日裁可

川鋪吉ハ別紙遞信
通功績顯著ナル
敘位ノ件上奏相

大等小川鋪吉

20

本日付御發令相成度ニ
大正八年六月二十三日

至急



特旨ヲ以テ位記ヲ賜フ
勲六等小川鋳吉
敘正六位

右ハ尾州藩、貢進生トシテ大學南校ニ入リ、後藩命シ以テ米國ニ留學シ、歸朝後文部省ニ出仕シ、名古屋、大阪、諸校ニ於テ育英、事ニ從ヒ、幾モナリ郵便汽船三菱會社ニ入リ、明治十八年同社ノ共同運輸會社ト合併シテ日本郵船會社創立セラルルヤ入リテ同社神戸支店副支配人トナリ、神戸、大阪及倫敦支店支配人ヲ經テ、今三十七年七月本店船客課支配人トナリ、次ラ今三十五年十月ヨリ、今四十四年十一月ニ至ル間同社取締役トシテ本邦航運事業ニ盡瘁シタルノミナラス、他方明治製糖株式會社創立委員、取締役會長及東京海上保險株式會社監查役ニ就任シ、郵船會社取締役

役辭任後ハ專ラ明治製糖株式
會社取締役會長又ハ取締役
トシテ社務ニ當リタル外東明火
災保險株式會社監查役トシテ
實業ニ貢獻シタル所歟ナラス
其功績最モ顯著ナル者ニ候
處頃日疾病ニ罹リ危篤ニ陷リ
候ニ付テハ此ノ際特旨ヲ以テ正六
位ニ敘セラレ度謹ク奏ス

大正八年六月二十三日

逋信大臣野田卯太郎



履歴書

日本郵船株式會社

尾州藩士小川辰藏ノ二男ニ生ル幼ニシテ
藩ノ貢進生トシテ大學南校ニ入り後藩
命ヲ以テ米國ニ留學シ歸朝後文部
省ニ出仕シ名古屋大阪等ノ諸校ニ育
英ノ事ニ從フ幾モナク郵便汽船三菱
會社ニ入り明治十八年同社ト共同運輸
會社ト合併シテ日本郵船會社ノ創立
セラルルニ追ヒ之ニ入社ス其後ニ於ケル
経歴左ノ如シ
一明治十八年十月 日本郵船會社神戸支店副支
配人

日本郵船株式會社

一	明治二十一年七月	支配人
一	二十八年十二月	倫敦支店開設ノ要務ヲ
一	二十九年四月	帶ビ英國へ出張
一	三十一年七月	倫敦支店支配人
一	三十五年十一月	神戶支店支配人
一	三十五年十一月	取締役ニ選任
一	四十四年十一月	取締役辞任
日清戰役中神戶用船事務ニ精勵其功ニ依リ		
勲六等ニ叙シ旭日章ヲ授ケラル		
明治十八年當會社創立以來神戸大阪倫敦等ノ要地支店長トシテ内外航ノ難局ニ		
膺リ社業ニ盡瘁少ナカラサリシ處ヲ以テ		
四十五年一月會社最高表彰タル勤功章ヲ		

日本郵船株式會社

贈う

郵船會社神戸支店支配人在職中、馬尼刺
香港、於ケル製糖業ノ研究、努力、自
輸入業者同ニ説キ人ヲ海外糖業地ニ派
シ視察報告セシメ其結果本邦ニ於ケル
糖業獨立ノ必要ヲ感スルコト切ナリ遂
ニ同志ト謀リ糖業會社設立ノ企圖
着手シ即チ今日ノ明治製糖業會社ヲ
創設シタリ其主宰者トシテ糖業ノ發
展ニ努メ其効績著シ同社ニ於ケル経歴
主ノ如シ

一明治三十九年十月 明治製糖株式會社創立

委員ニ就任

裏面白紙

日本郵船株式會社

一明治三十九年十二月

取締役會長に就任

一大正四年七月

取締役會長辭任單に取

締役トシテ今日に至ル

一明治四十三年四月

東京海上保險株式會社監査

役に就任

一明治四十五年四月

東明火災保險株式會社監査

役に就任

以上

官秘甲第一八五三番

大正八年六月二十三日

逋信大臣野田卯太郎



内閣總理大臣原敬殿

別紙小川鉦吉特旨叙位之件上
奏書進達ス

丙午 八十六

立業人正八年六月廿日

決裁大正八年八月二日

宗義森山直



當番書記官



案

勲六等小川鉤吉
特旨ヲ以テ位記ヲ賜フ

叙正六位

宮内省

右之通本日 宣下相成候條此旨及傳達候位
記並辭令ハ追而可及回送候也

大正八年六月二十三日

宗秩案總裁

遞信大臣

(七六)

裏面白紙

五ノ等小川 鉤去
大ノ位記並ニ前々ハ只ノ
段本録ニ助氏ニ添不
右ハ今も云月二十日

宮内省

(八六)

29